

阿賀野市若者・女性採用企業応援事業業務委託に係る プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、別紙「阿賀野市若者・女性採用企業応援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」に定める事項のうち、優先交渉権者を選定するための審査に係る評価項目等について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

一次審査及び二次審査は、阿賀野市若者・女性採用企業応援事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）にて審査を実施する。

委員会の各委員は、提案者からの提案内容について採点し、それぞれ合計評価点及び順位を決定する。

(1) 一次審査（書類審査）

- ・提案書類の内容による審査を行い、各委員の順位の1位が多い順に、上位3者を選定し、一次審査通過者とする。
- ・提案者が1者の場合でも審査を実施し、総合計得点が総合計配点の60%以上であれば、一次審査通過者とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・一次審査通過者のプレゼンテーション及び質疑応答の内容による審査を行い、一次審査の得点と合算して順位を決定し、各委員の順位の1位が多い順に、優先交渉権者、次点交渉権者とする。
- ・提案者が1者の場合でも審査を実施し、一次審査の得点と合算した総得点が、総合計配点の60%以上であれば、優先交渉権者とする。

(3) その他

- ・順位の1位の数が同数の場合は、全委員の総得点合計で比較し、決定する。
- ・順位の1位の数、全委員の総得点合計が共に同数の場合は、見積額が低い提案者を上位とする。

3 評価点の配分

点数については、一次審査で100点、二次審査で100点の合計200点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

評価対象	配点	審査
企画提案書	90点	一次審査
見積書	10点	
プレゼンテーション（質疑応答含む。）	100点	二次審査
合計	200点	

4 採点方法

(1) 企画提案書の評価点

別紙「阿賀野市若者・女性採用企業応援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)を基に、次の評価項目について、委員会の各委員が評価を行う。

(2) 見積価格の評価点

見積書の価格に関する評価点の算出については、次のとおりとする。

見積価格評価点 = (全見積書の最低価格 / 見積書の価格) × 10

No.	評価項目	配点
1	類似業務実績	20点
2	業務実施体制	20点
3	業務内容	50点
4	見積価格	10点
合計		100点

(3) プレゼンテーション評価点

評価基準を基に、次の評価項目について、委員会の各委員が評価を行う。

なお、質疑に対する対応も評価に含めるものとする。

No.	評価項目	配点
1	企画の全体評価	50点
2	説明内容の信頼性	20点
3	提案内容の実現性	20点
4	質疑に対する対応	10点
合計		100点